

(案)

## 福島相双復興官民協議会における議事の取扱いについて

1. 本協議会は、原則として公開する。

ただし、協議会構成員が、議事内容に不開示情報を含むなど、公開に適さないと判断する場合には、非公開とすることができる。

2. 配布資料は、原則として公開する。

ただし、協議会構成員が、資料内容に不開示情報を含むなど、公開に適さないと判断する場合には、非公開とすることができる。

3. 議事終了後、議事録を作成し、公開する。

ただし、協議会構成員が、議事内容に不開示情報を含むなど、公開に適さないと判断する場合には、その理由を明示した上で、議事要旨を公開する。